

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1151号)

平成25年3月8日

横情審答申第1151号

平成25年3月8日

横浜市長 林 文子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成24年7月23日市市活第521号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定非営利活動法人の社員総会議事録（設立時のものを含む）の全て」
の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定非営利活動法人の社員総会議事録（設立時のものを含む）の全て」を一部開示とした決定のうち、臨時総会議事録（平成23年9月14日）に記載された議事録署名人の氏名を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、設立についての意思の決定を証する議事録（平成15年8月25日）及び臨時総会議事録（平成19年3月8日）に記載された議事録署名人の氏名を非開示とした決定は妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「特定非営利活動法人の社員総会議事録（設立時のものを含む）の全て」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成24年6月20日付で行った一部開示決定のうち、議事録署名人の氏名を非開示とした決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市が保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 議事録署名人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当する。
- (2) 異議申立人（以下「申立人」という。）が主張する特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第28条「前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名・・・及び住所又は居所を記載した書面」（以下「社員名簿」という。）は、法の上では閲覧対象になっているが、社員名簿は、事業年度の末日時点のものとなっているため、議事録署名人が社員名簿の中の人物とは限らない。

また、本件申立文書は、特定非営利活動法人内のみで公開されるため、本号ただし書アの「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しないものと判断した。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書のうち「議事録署名人」部分を開示するよう求める。押印部分の非開示は個人情報保護の観点から当然と理解する。
- (2) 議事録署名人は、本件請求に係る特定非営利活動法人（以下「本件NPO法人」という。）の社員が務めることが定款で定められており、社員の氏名は、法第30条で公開が義務付けられている。議事録署名人が既に公開されている社員と同一であるならば、非開示とすることと整合性が取れない。
- (3) 本件NPO法人の定款第30条第2項では、「議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない」とある。定款どおり本人の署名であるかどうかは、開示されなければ判断できない。社員総会は特定非営利活動法人の最も重要な意思決定機関である。その議事録がないがしろにされているとすれば、法律上も運営上も倫理上も道德上も大きな問題である。

法は、所轄庁の関与を極力制限しているのが最大の特徴であるが、それは、情報公開による「市民の選択と監視」が前提にあるからである。市民活動支援センターにおいて簡単な手続で閲覧・コピーできる情報を、個人情報保護を理由に非開示とすることは、市民の選択と監視及び適切な法人運営を阻害することにつながる。
- (4) 議事録署名人が誰であるのかを明らかにすることは、情報公開を通じた市民の監視の一環であり、例えば社会福祉法人など所轄庁の監督権限が強い運営団体の情報開示と異なる扱いが必要と考える。
- (5) 議事録署名人は、氏名のほか押印をしているだけで、住所などは記載しておらず、押印部分を非開示にすれば、特定の個人を識別することができるものには該当しない。

5 審査会の判断

- (1) 特定非営利活動法人に係る事務について

横浜市は、平成22年4月に神奈川県から事務移譲を受け、法に基づく特定非営利活動法人の設立認証等事務を行っている。また、平成23年の法改正により、平成24年4月からは所轄庁として位置づけられ、特定非営利活動促進法施行条例（平成24年2月横浜市条例第2号）を制定し、引き続き事務を行っている。

- (2) 本件申立文書について

本件申立文書は、本件NPO法人から法人設立認証申請において提出された設立

についての意思の決定を証する議事録（平成15年8月25日）の謄本（以下「15年度議事録」という。）及び定款変更認証申請において提出された臨時総会の議事録（平成19年3月8日及び平成23年9月14日）の謄本（それぞれ以下「18年度議事録」及び「23年度議事録」という。）である。

実施機関は、本件申立文書のうち個人の氏名及び個人印の印影を非開示としており、申立人は非開示とされた情報のうち、署名部分にあたる議事録署名人の氏名について開示を求めている。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」については、開示しないことができると規定している。

もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書に記載されている議事録署名人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当し、本号ただし書アには該当しないと主張していることから、本号の該当性について以下検討する。

ウ 議事録署名人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文前段に該当する。

エ 次に本号ただし書の該当性について検討する。

法第29条では、特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、前事業年度の事業報告書、年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名等を記載した名簿をいう。以下「役員名簿」という。）、社員名簿等（これらの書類を総称して、以下「事業報告書等」という。）を所轄庁に提出しなければならないと定めており、法第30条では、所轄庁は事業報告書等（過去3年間に提出を受けたものに限る。）について、これを閲覧させ、又は謄写させなければならないと定めている。社員名簿については、法第28条において前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名等を記載するものと定めている。なお、総会議事録は事業報告書等に含まれず、法令等による閲覧、謄写等の規定はない。

また、本件NPO法人の定款第30条第2項では、議事録には、議長及びその会

議において選任された議事録署名人2人以上が署名し、押印しなければならないと定めている。

実施機関に確認したところ、事業報告書等は、法第30条の規定に基づき、実施機関が保有している直近の3事業年度分を公表しているが、本件NPO法人からは平成23年度の事業報告書等は提出されておらず、現時点で公表している本件NPO法人に係る名簿は、平成20年度から平成22年度までの役員名簿及び社員名簿であるとのことであった。

そうすると、平成20年度から平成22年度までの役員名簿及び社員名簿に係る本件NPO法人の役員及び社員の氏名は、法令等の規定により公にされている情報であるといえる。

オ そこで、23年度議事録の議事録署名人の氏名について検討する。実施機関によると平成23年度の事業報告書等は本件NPO法人から提出されていないとのことであるから、本件NPO法人の平成23年度の役員名簿及び社員名簿は法令等の規定により公にされているとはいえない。しかし、本件NPO法人は事業報告書等を実施機関へ提出する義務があるものと認められることから、平成23年度議事録の議事録署名人の氏名は、平成20年度から平成22年度までの役員名簿及び社員名簿に同一の氏名の記載が確認できる場合には、法令等の規定により公にすることが予定されている情報であると解すべきである。そこで、当審査会が23年度議事録を見分し、平成20年度から平成22年度までの役員名簿及び社員名簿と照合したところ、当該議事録の議事録署名人の氏名について当該名簿に同一の氏名の記載が確認できた。よって、23年度議事録の議事録署名人の氏名は、本号ただし書アに該当し、開示すべきであると判断した。

カ 次に、15年度議事録及び18年度議事録の議事録署名人の氏名については、法令等で名簿の閲覧期間を限定していることから、本件請求時点では、法令等の規定により公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するとはいえない。よって、15年度議事録及び18年度議事録の議事録署名人の氏名は、本号ただし書アに該当しない。また、当該情報は、本号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定のうち、23年度議事録の議事録署名人の氏名を非開示とし

た決定は妥当ではなく開示すべきであるが、15年度議事録及び18年度議事録の議事録署名人の氏名を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年7月23日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成24年8月24日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年8月28日 (第219回第二部会) 平成24年9月13日 (第213回第一部会) 平成24年9月20日 (第142回第三部会)	・諮問の報告
平成24年10月12日 (第222回第二部会)	・審議
平成24年11月26日 (第224回第二部会)	・審議
平成24年12月14日 (第225回第二部会)	・審議
平成25年1月11日 (第226回第二部会)	・審議
平成25年1月25日 (第227回第二部会)	・審議
平成25年2月8日 (第228回第二部会)	・審議